

自由民主党政権公約に対する意見

平成21年8月11日

全 国 町 村 会

全国の町村の多くは、農山漁村地域にあり、食料の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民の生活にとってはもとより、伝統や文化の継承などにより心の拠りどころとして国民の幸せのためにも大きな役割を担ってきた。

平成の合併により町村は激減したが、個性溢れる豊かな地域社会を実現するためには、国土の多彩な姿に見合った多様な基礎自治体が、それぞれの地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開することが不可欠である。

しかしながら、町村の懸命な取り組みにもかかわらず、財政状況の悪化、急激な少子高齢化等により、町村は危機的な状況にある。

今般、自由民主党の政権公約が公表されたが、我々町村長は、貴党が自治体行政の実態と地域間格差の現状を直視し、この国の活力の源泉であるかけがえのない農山村の価値を守ることを政権公約に反映させ、真に国民の負託に応えうる政権運営を目指すべきであると考えます。

よって、下記事項について強く申し入れる。

記

1. 地方自治に関すること

- (1) いかなる形であれ、合併を強制・誘導しないこと
- (2) 道州制には断固反対する
- (3) 地方分権を推進し、基礎自治体の裁量権を拡大すること

2. 地方税財源に関すること

- (1) 円滑な行財政運営に資するため、新たな政策について、実施時期、財政措置を明らかにすること
- (2) 地方が担うべき事務を地方の責任によって行えるよう、地方消費税の拡充により、国税と地方税の税源配分を5：5とすること
- (3) 三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税を直ちに復元・増額すること

- (4) 地域活性化に資する「公共投資臨時交付金」と「交付税特別枠（医療・少子化対策等）」を継続すること

3. 医療、過疎、農林漁業に関すること

- (1) 後期高齢者医療制度の見直しについては、町村の意見を尊重し、現場に混乱を招かぬよう行うこと
- (2) 新過疎法制定に向けた取り組みが明確にされたが、より充実した内容として、間伐等過疎債の対象事業拡大やソフト事業のための基金創設を支援すること
- (3) 農林漁業の再生・活性化、所得補償制度の確立及び食料・木材自給率の向上を確実に実現する道筋を明確にすること